

令和3年度福島地方最低賃金審議会

第3回福島県非鉄金属製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日時 令和3年10月21日(月)10:00~14:20

2 場所 福島合同庁舎4階会議室

3 出席者 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

(1) 金額審議について

5 議事要旨

議題(1)について

- ・ 労働者側委員からは「2021年地域別最低賃金(以下、「地賃」という。)の引き上げ額と同額の28円としたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「非鉄金属の今年度の申し出ケースの協定最低額が963円で、昨年は951円であった。この上昇率 $963 \div 951 = 1.26\%$ を基に、現行866円 $\times 1.26\% = 10.9$ 円、円未満を四捨五入して11円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「労働協約を締結している企業8社のうち1時間当たりの最低額963円と、現行最低賃金額866円との差額97円を5年かけて解消するとして、 $97 \div 5 \text{年} = 20$ 円、それに3年前の17円を5年かけて解消するとして、今年度は5円。残り4年で3円ずつ。以上の25円を提示したい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「非鉄金属申し出ケース協定最低額963円と昨年度の同協定最低額が951円のため、この差である上昇額の12円としたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「労働者側との差が大きすぎる。特定最賃は労使のイニシアティブが地賃とは異なることから、労使の代表委員で個別にひざを交えた話をした方がいいと考えている。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「使用者側と直接話をしてもこの差を埋められないと思っている。2回目の提示額は最大限歩み寄っての提示額である。これまで4回の金額提示を行った中、労使とも根拠に基づく金額提示をし

てきたと思っている。これ以上は根拠のない数字になってしまうことから、根拠のある数字から公益委員の見解を聞きたい。」との主張があった。

- ・ 使用者側委員からは「お互いのイニシアティブでやるのが地賃とは違うので、そういったところをやり取りさせてもらうことが必要かと思っているので、正直残念である。直接的な労使交渉ではないので、これ以上は交渉の余地なしというのであればやむを得ない。」との主張があった。
- ・ 公益委員からは「今後の進め方については検討するが、公益が示す金額については前向きに検討するという理解でいいのか確認したい。」との意見があった。
- ・ 使用者側委員からは「内容によるが、公益委員の考え方を伺ったうえで考えさせていただきたい。現時点では全会一致にはなり得ないので、その上で協議したい。もう1点、労働者側の2回目の金額提示に対して使用者側の意見を公益委員に述べる時間をいただきたい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員からは「労働者側としても使用者側と同じような時間を設けていただきたい。もう1点、これから公益委員より金額が提示されると思うが、労働者側としても極力尊重したいが、金額によっては多数決になることから、まず理由を伺った上で、労働者側委員で検討したいので採決前に時間をいただきたい。」との主張があった。
- ・ 使用者側委員からは「ひざを交えた話をしようと思っていたので、正直、残念である。そういう機会を労働者側からいただけなかったのは残念。労働者側 25 円の提示について、労働協約を締結している最低額が 963 円で、特賃はこれが最大値で、これを上回って特賃は定められないと認識しているが、963 円を基にする労働者側の主張を否定するものではないが、マックスの数字だと思っている。その上で、この額を上げることによってどれだけ影響があるか議論の中で主張していなかったのここで言いたい。未満率について、昨年から1円上がっただけでも1割を超える方が、法的規制のある特定最賃を上げることができないで苦しんでいる実態がある。現行の 866 円が重い事業所が多いということを主張したい。3年前の 17 円について、労働者側委員の思いとしては受け止めるものの、一定のルールなり決められたものを前提に進めていくのが基本であると考えている。したがって、3年前にこれまでと違う扱いになったとしても、それまで決められたルールなり合意事項に基づいて、それぞれが主張して、公益委員も含めてできなかったということは、ある意味全国的に認められたルールに基づいて決まったものと理解している。そのあとの年に上げるべきだったと主張し、それを論拠とすることは、過去の部分を遡及

するように見える。過去に決まったものなので、それを含めていろいろな論理でいろいろな数字をもとに主張をしていくのが審議を進める大前提だと考えている。お互いに過去に納得できなかったものは次年度以降その部分は取り返すみたいな、そういった論理が通ってしまうことになるので、それはおかしいし、やるべきではないと考えている。」との主張があった。

- ・ 労働者側委員からは「4回の金額提示を行ったが、労働者側としては真摯に歩み寄りを求められている中で、最大限歩み寄った金額である。全国の決定状況を見ると、現在まで改定されている府県は、軒並み900円を超えている状況で、福島県だけ800円台でいいのか、格差が広がる一方でいいのかという思いがある。特定最賃の直接的影響を受ける非正規労働者、契約社員、未組織労働者のために我々は代表として審議をしている。そういった方のおかげで産業や企業の発展があるものだと思っている。地域間格差の解消は重要だと思っており、非鉄金属産業は他府県と差はないと考えている。最賃の引き上げは、福島県の重要な産業として成長していくために、どうしても必要だと訴えたい。」との主張があった。
- ・ 労働者側委員及び使用者側委員の意見が一致しないことから、「非鉄金属製造業の他県の状況や格差是正の観点からすれば、相応の引き上げは必要だとの見解に至った。結論として、金額としては20円の引き上げを公益見解としたい。」との公益見解が示され、採決が行われた。
- ・ 採決した結果、賛成3名で採択されたことから、部会長から会長あての報告書が作成された。